

社会資本整備審議会 第1回昇降機等事故調査部会

平成22年12月21日

【事務局】 ただいまから、第1回の昇降機等事故調査部会を開催させていただきます。

本日は、大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます〇〇の〇〇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。部会長選任までの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以降、着座にて進めさせていただきます。

本日、マスコミの取材希望がございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、本日の議事につきましては、議事1の「昇降機等事故調査部会の運営について」の部分につきましては公開といたします。議事2の「事故調査事案の経過報告」につきましては、非公開とさせていただきます。議事1の審議が終了した時点で、マスコミの方、それから傍聴の方にはご退席いただきますので、ご了承願います。

まず初めに、資料の確認をさせていただきます。お手元に資料一覧があらうかと思えます。

まず、資料1-1、この部会の委員等名簿でございます。1-2が本部会の創設について。それから、1-3が個別事案に係る情報の取り扱い等について。資料1-4が、この部会の運営規則の案でございます。それから参考資料ということになっております。

欠落等ございましたら、事務局までお申し出いただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それから、お手元にもう1つ、社会資本整備審議会の会長と、交通政策審議会会長の連名の「社会資本整備審議会及び交通政策審議会の運営改善に関する意見・提案等について」という紙も配付させていただいております。これは、両審議会がその役割をより一層果たすことができるように、審議会の運営を改善していきたいという政務3役と、それから両審議会の会長のお考えのもとに、委員の皆様方にご意見、ご提案をいただきたいというものでございます。

いただいたご意見、ご提案に基づいて、審議会の運営に反映させていただきたいと考えておりますので、既にご記入いただいている先生につきましては結構でございますが、まだご記入いただいている委員の先生方におかれましては、ご記入いただきまして、配付

しております封筒に入れてご郵送いただくか、あるいはこの部会が終了されるまでにご記入いただいた場合には、お手元の封筒に入れて、置いて帰っていただければ回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより会議に入らせていただきます。

まず、本部会の定員の確認でございますけれども、今日は委員及び臨時委員の6名の先生方のうち5名の先生方にご出席いただいております。社会資本整備審議会令第9条によりまして、本部会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、まず最初に、〇〇の〇〇よりごあいさつ申し上げます。

【事務局】 おはようございます。〇〇の〇〇でございます。会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、平素から建築行政の推進に格段のご支援とご協力をいただいておりますことを、まず初めに御礼を申し上げたいと思います。また、本日は大変お忙しいところ、第1回の会議にご出席をいただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

近年、日常生活全般にわたる安全への意識というのが非常に高まっております、消費者庁も設置をされたところでございます。建築行政の関係でも、エレベーター事故等につきまして、平成18年に起きました大変痛ましいシティハイツ竹芝エレベーター事故等の教訓を踏まえまして、事故発生の直後から現場での調査ができるようにするというようなことで、警察との連携体制の整備といったことをやってまいりました。

また、21年2月には、社整審、審議会の建築分科会の建築物等事故・災害対策部会の中に、昇降機等事故対策委員会を設置しまして、調査等を行ってまいったわけでございます。この委員会におきましては、〇〇委員長をはじめといたしまして、委員の先生方、大変ご尽力をいただきまして、エレベーター事故についての調査報告書のおまとめをいただいておりますが、一方で、こういった事故調査につきましては、より体制を強化すべきではないかというご指摘もいただいております、〇〇前大臣からは、独立の調査委員会の設置ということについて検討するようというご指示をいただいております。

もちろん、独立の調査委員会ということになりますと、地方公共団体、特定行政庁が中心に調査を当たるといふ、現在の建築基準法との整合の問題、さらには実際に調査に当たる体制の問題等々、整理をしなければいかん問題が残っております、なお私ども検討を続けているところでございますが、さらなる調査体制の整備の第一歩といたしまして、今

般、政務のご指示も得まして、社会資本整備審議会の直下の部会として、この昇降機等事故調査部会を設置するということといたしたわけでございます。

この部会の設置の意味ということでございますが、3点ございます。

1つは、建築基準法の対象となっている建築物にかかわります昇降機等だけではなくて、例えば道路工作物や鉄道駅構内に設けられます昇降機等も対象にするということで、対象が建築物にかかわらないということで広がっておるということ、これが1つ目でございます。

2つ目は、部会の報告でございます。この部会で取りまとめていただきました事故調査報告書につきましては、そのまま社会資本整備審議会の報告書とすることができるようになるということでございます。これが2点目でございます。

3点目は、事故調査報告書における部会の意見は、法律に基づく関係行政機関への意見として位置づけられるということで、より重いものになるということでございまして、こういった3点ということで、これまでの体制をより拡充したものということになるというふうに考えております。

いずれにしましても、私ども、こういった審議会での部会の設置にあわせまして、まだ最終的な査定の結果は出ておりませんが、来年度からはこういった事故調査にかかわります事務的な体制につきましても充実を図るということで、準備をいたしているところでございまして、この部会の設置と相まって、昇降機等事故につきましても調査を的確に行い、再発防止策をしっかりとやれるような体制の整備を図ってまいりたいと、このように考えている次第でございます。

委員の皆様方には、大変いろいろご苦勞いただくわけでございますけれども、ぜひ安全の確保という観点から、しっかりとご議論をいただきますようお願いを申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

【委員紹介省略】

【事務局】 それではまず、本部会の部会長の互選をお願いします。

社会資本整備審議会令第7条第4項によりますと、部会長は委員の互選により選任することとなっておりますが、どなたかご推薦ございますでしょうか。

特に委員の皆様方からご推薦ございませんでしたら、事務局から推薦させていただいてよろしいでしょうか。

事務局といたしましては、この事故調査部会の前身といいますか、従来、昇降機等事故対策委員会の委員長をお願いしておりました〇〇委員をお願いしてはどうかというふうに考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 それでは、皆様ご異議がないようですので、〇〇委員に部会長をお願いしたいと存じます。

それでは、〇〇委員、部会長席にお移りいただければと思います。

それでは、以降の議事運営につきましては、〇〇部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 〇〇の〇〇です。前回の委員会から部会に上がったということで、ますます、昇降機等事故調査が重要になってきております。再発防止のためには原因究明が一番大事だというふうに思います。そういう意味で、この部会の役割は、今申し上げたように大変重要になってきたと思いますし、先ほどご紹介ありましたように、この部会の報告は審議会の報告そのものになるということでもあります。それだけ重みが増したということで、皆様のご協力をよろしくお願いいたしますと思います。

私もふなれでして、進行が滞ることがあるかと思いますが、これからの昇降機等の安全のために、ぜひご協力を願えればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、座って議事を進めさせていただきたいと思います。

まず最初に、部会長の代理を指名することになっています。これは社会資本整備審議会令第7条第6項によりますと、部会長があらかじめ指名することとなっていることとありますので、私のほうから部会長を指名させていただきたいと思います。

〇〇委員に部会長代理を、恐れ多いんですけれども、よろしくお願いいたします。

では、ご承認いただいたということで誠にありがとうございました。

それでは次に、昇降機等事故調査部会の運営について、皆様にまずお諮りしたいと思います。これについては事務局のほうから、ご説明のほどお願いいたします。

【事務局】 〇〇の〇〇でございます。

それでは、資料1-1から資料1-4につきまして、続けて説明をさせていただきます。

まず、資料1-1でございますが、これは委員等の名簿でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料1-2の「昇降機等事故調査部会の設置について」でございます。従来は、

社会資本整備審議会建築分科会に置かれました建築物等事故・災害対策部会に置かれた昇降機等事故対策委員会におきまして、昇降機等の事故調査等を実施してきたところでございます。今般この委員会を廃止いたしまして、社会資本整備審議会に直接置く部会として、昇降機等事故調査部会を設置いたしたところでございます。

2ページに参りまして、設置の趣旨でございます。従来の委員会を部会とすることに伴いまして、3点の変更がございます。これは局長のあいさつで申し上げたところでございますが、まず第1は、建築基準法対象外の道路工作物や鉄道駅構内に設けられた昇降機も調査対象といたします。第2に、部会が承認した事故調査報告書を審議会の報告書といたします。第3に、事故調査報告書における意見は、国土交通省設置法に基づく意見と位置づけられることになります。

当部会の所掌事務でございますが、当部会では、昇降機及び遊戯施設等に関しまして、事故情報・不具合情報の分析、それから、事故再発防止の観点からの事故発生原因解明に係る調査、そして事故再発防止対策等に係る調査・検討、そして意見具申を実施することになります。

なお、再発防止策を受けた技術基準の作成等につきましては、引き続き建築分科会で実施することとなります。

3ページ及び4ページは、昇降機等事故対策委員会の開催経緯でございます。この委員会は、昨年2月6日に建築物等事故・災害対策部会において設置をされまして、2月26日に第1回委員会を開催いたしました。その後、第6回委員会におきまして、シティハイツ竹芝エレベーター事故、それから第10回におきまして、帝都典禮ビルエレベーター事故に関する調査報告書を取りまとめるなど、10回にわたって委員会を開催いたしました。委員会で調査中の案件については、すべてこの部会に引き継がれることとなります。

次に、資料1-3の「個別事案に係る情報の取り扱い等について」をご説明いたします。

1の「個別事案に係る情報の取り扱いについて」のうち、(1)の守秘義務についてですが、まず当部会の委員には、国家公務員法上の守秘義務が課せられています。また、当部会におきましては、一つ、審議の過程において事実関係が訂正されることがあり、途中段階の議論を公開することにより、事故の当事者の不利益になるおそれがあること。二つ、捜査にかかわる情報を取り扱う場合があること。三つ、公開により委員等の自由闊達な議論が妨げられるおそれがあることから、個別事案に係る情報については、対外的に秘する必要がございます。

(2)の「対外的な対応」でございますが、調査・検討内容及び、その結果に関する問い合わせにつきましては、国土交通省住宅局建築指導課において一元的に対応いたします。また、当部会において調査・検討を行いました事故発生の原因や再発防止対策のあり方等につきましては、捜査に支障がないよう事前に調整した上で、報告書として公表いたします。

2の「国家公務員法の守秘義務と訴訟上の証人となることの関係について」でございますが、民事訴訟法上、公務員または公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合には、裁判所は、当該監督官庁の承認を得なければならないとされておりまして、民事裁判において証人となることを求められる場合には、事前に国土交通省にご連絡をいただき、調整することとなります。

2ページ目は参考条文でございます。

次に、資料1-4の「社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会運営規則(案)」をご説明いたします。2ページ以降に、昇降機等事故対策委員会設置要領との比較を載せてございますので、こちらに沿ってご説明いたします。

委員会の設置要領との主な違いでございますけれども、1の(1)の対象施設におきまして、道路または鉄道駅構内に設けられたものを含むことを明記いたしております。それから、(2)の調査検討等の内容の3ポツ目でございますが、これまでも事故調査報告書の中で意見をいただいておりますけれども、意見具申という形でこれを明記いたしております。

次のページに参りまして、2の「議事の公開」でございます。ここで新たに項を起こしまして、議事の公開について取り扱いを明確化いたしました。先ほど資料1-3でもご説明いたしましたように、個別事案を取り扱う場合等は、会議議事録及び議事要旨を、開催日時も含めまして非公開とさせていただきます。

次のページに行ってくださいまして、3の「運営」の(4)でございますが、当部会において取りまとめた報告書は、建築物等事故・災害対策部会に報告するという手続はなくなりますとともに、(5)にありますように、社会資本整備審議会の会長が適当と認めるときは、その報告書を社会資本整備審議会の報告書といたします。

(6)では、当部会の庶務を建築指導課において処理することを明記してございます。

そのほか、社会資本整備審議会令、または社会資本整備審議会運営規則に定められている事項につきましては、特に重ねて定める必要はございませんので、削除をしております。

6 ページ、7 ページは参考条文でございます。

続きまして、もう1つ、参考資料もあわせてご説明を申し上げます。参考資料として、第4回の昇降機等事故対策委員会でお出ししました「建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について」というものをおつけしてございます。

3 ページを見ていただきますと、別添としてついております「建築物等に係る事故及び火災発生時における対応について」という文書でございますが、こちらは、警察が行う犯罪捜査と、特定行政庁その他の関係機関が行う事故調査とは、それぞれの公益実現のための重要な作用であり、一方が他方に優先するという関係にあるものではないということを、警察庁刑事局長と国土交通省住宅局長の間で確認した、昨年7月3日付の文書でございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページの参考資料としてついている文書は、建築基準法第12条第6項に基づく立ち入り検査等を行おうとする場合で、既に各都道府県警察による捜査が実施されている場合においては、特定行政庁から都道府県警察に対し、立ち入り検査等への協力を要請すること等について、建築指導課長から各都道府県建築主務部長あてに、昨年2月6日付で通知した文書でございます。

なお、この通知を受けまして、警察庁のほうにおきましても、警察庁捜査第一課長から警視庁刑事部長及び各道府県警察本部長あてに、特定行政庁による立ち入り検査等のため事故現場等への立ち入りを要請された場合には、原則としてこれに応じることなどを通知する文書が、昨年2月19日付で出されております。

以上で、資料1-1から資料1-4、及び参考資料の説明を終わらせていただきます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

当部会の運営についてということでご説明いただきましたけれども、まず、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願います。どうぞ。

【委員】 今回の本委員会においては、建築基準法対象外のものまでということで、例示としては前に起こった川崎の駅のエスカレーター事故等が多分念頭に置かれていると思うんですけども、まだ想定上の話なんですけれども、言ってみれば国土交通省の所管以外に対象となるものというのは、想定されるんでしょうか。基本的には運輸関係だとか、国土交通省内での話で、社会資本整備審議会での答申がきくと思うんですけども、他省庁が関連するようなものは、今のところはないと思ってよろしゅうございますか。

【事務局】 今のところ想定してございません。この部会、建築分科会からは出ました

けれども、社会資本整備審議会の中でやっております関係上、ほかの部分というのは想定してございません。

【委員】 今のところは多分、頭にはないんですけども、できるだけフレキシブルにお考えになったほうが。ここで多分皆さん方、動的機器に対するご専門の方がお集まりだと思しますので、フレキシブルにお考えいただければと期待いたして。

【事務局】 ちょっと補足させてください。

基本的には、エレベーターで基準法外ということで、私どもが認識をしておりますのは道路施設、一部確認とっているケースもあるようですけれども、基本的には確認を要さないということで、横断歩道橋等につけられた道路施設。それから、鉄道の改札の中の部分は基準法の適用除外ということに昔からなっていますので、この部分のエレベーターは確認が要りませんので、この2つだというふうに思っております。

ただし、非常に特殊なケースで、何らかの工作物の中に設けられるようなケースが万が一出てきた場合は、おっしゃいましたようにフレキシブルに対応していければというふうに思っています。

【部会長】 どうもありがとうございました。よろしいですね。

ほかに、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。せっかくですから。

どうぞ、お願いします。〇〇委員。

【委員】 参考資料のほうですけども、刑事局長さんと住宅局長さんの間で交わされた文書が3ページ目にございまして、犯罪捜査と事故調査の関係についての覚書ということなんですけれども、まず1つは単純な質問で、真ん中辺ですが、「特定行政庁その他の関係機関が法令の規定に基づき行う立入検査その他の調査」とありますけれども、この場合「その他の関係機関」というのは、どういうものが具体的にあって、国の機関は入るか入らないかということをごちょっと教えていただきたいということが1点です。

それから2点目は、事故調査と犯罪捜査の関係というのは、これはそれぞれ重要な作用で、一方が他方に優先するという関係にあるものではないというのはそのとおりなんですけれども、従来の文脈から言うと、捜査機関に遠慮して行政機関がなかなか対応できなかったということ、少し軌道修正することかと理解しておりますけれども、ただ、これは消極的に優先関係がないんだということを言っているだけなので、ではどういう関係にあるのかという点について、コメントをいただきたいと思います。

【事務局】 まず1点目でございますが、関係機関というのは国ということで想定して

ございます。

【事務局】 2点目のほうは、これは基本的には運輸安全委員会の関係で、警察庁と国土交通省で結んだ覚書に準じておりまして、基本的には並行して調査をするということでもありますけれども、実態の現場に行けば、どっちが先に入るかとか、あるいは、決定的におそらく違うのは、物を押収する権限が警察にはあって、こちらにはない。これは法令上そういう限界がございますので、その辺のことはあろうかと思っておりますけれども、精神としては対等ということで覚書を結ばせていただいたと、こういうことでございます。

【部会長】 ○○委員、よろしいでしょうか。

【委員】 これは、つくったばかりなんですけれども、さらに発展変容させる可能性というのはあるのでしょうか。結局縦割りなので、時間的にいうと、通常は行政調査から始まって、それが実質的には犯罪の端緒になるということがあり、それで捜査機関のほうに話移っていくというのが1つの時間的な流れということになると思うんですが、ただ法制上は、行政調査に関しては、これは犯罪捜査のために行われたものと解してはならないという決まり文句がございます、私はこれは間違った規定だと思っているんですけれども、ほんとうは、だからちゃんと克服しないと、2つ、優先関係にないんですよといったところで、実は問題は解決しなくて、押収権限等、ほんとうに警察しかできないのかというと、それは全くそうではなくて、令状に基づく調査というのは行政調査もできるので、そのあたり発展可能性は非常にあるところだと思っております、コメントしづらいかもしれないですけれども、そのあたり、ぜひ積極的にお考えいただけるといいのではないかと思います。意見でございます。

【事務局】 基本的には、実績の積み重ねといいますか、そういうことがまず大事だと思っております、例えばこの間報告いたしました新宿の帝都典禮ビルのケースは、これはもうほとんど警察と同時に入って、その場で現物も見て、しかも、これはフックの部分の、わりと機械的にある程度めどがわかるようなふぐあいだったものですから、直ちに再発防止のための緊急点検を通知として行政庁に出すというような、比較的な迅速な対応ができたと思っております。こういうことを積み重ねることが、まずは大事なというふうに思っています。その上で必要なことがあれば、必要な見直しは当然検討してまいりたいと思います。

【部会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【部会長】 その件の帝都典禮の現場に私と〇〇さんと入りました。警察のほうと協力的な関係を築くためには、やはり人間関係とか、事例を踏まえていくというのは非常に重要だと思います。しかし、精神としては、最終方向はやはり均等で、我々もちゃんとそれだけの権限があるという方向に向かって努力していくべきだというふうに思います。私のちょっとコメントです。ほかに、どなたか。では、お願いします。

【委員】 委員に3種類あって、私は専門委員になっているんですが、専門委員の役割って何をするわけでしょうか。

【部会長】 委員と臨時委員と専門委員の3種類ある、この役割を少し明確にさせていただきたいということ。これは事務局のほうでご説明願いたいと思います。

【事務局】 委員につきましては、社会資本整備審議会令に定めがございまして、専門委員につきましては、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから国土交通大臣が任命するということになっております。

3種類の委員の違いのうち、委員は、まず学識経験のある者のうちから国土交通大臣が任命する。臨時委員は、学識経験のある者並びに当該特別の事項に係るある地方公共団体の長及び議会の議員のうちから国土交通大臣が任命するということございまして、臨時委員及び専門委員につきましては、臨時委員は当該特別の事項に係るということ、それから専門委員は、当該専門の事項に係ることということで、特別な分野についてご議論をいただくための委員という位置づけになっております。

また、議決権でございませけれども、委員と臨時委員につきまして議決権があるという形に整理をされてございます。

【事務局】 ほんとうは全委員に委員をお願いしたいんですけれども、委員については定数がございませ。昔の審議会、幾つか合併してつくったものですから、そういう意味では非常に委員の数は限界がありまして、本委員会では3名、委員の中からご就任いただいたということございませ。

臨時委員と専門委員は、今、多少わかりにくい説明でしたけれども、学識の観点で、特に専門的な見地からご審議いただくのは専門委員ということございませけれども、臨時・専門委員の形式的な違いは議決権ということですが、ご議論等は全くフラットにやっただけという前提でお願いしたいと思います。

【部会長】 〇〇委員、よろしいですか。

【委員】 はい。

【部会長】 ほかにございませんでしょうか。

せっかくスタートを切るわけですから、考え方とかしっかりしておいたほうがいいと思いますけれども、よろしいですか。

多分一番難しいのは、先ほど〇〇委員からお話があった警察との協力というところでありますけれども、確かに徐々によくなってきたという感じはいたします。これは、最初にワーキンググループがスタートして、それから委員会がスタートしたという、このステップを考えてみますと、大変いい方向には向いています。しかし、やはり現実には、警察のあのパワーには、我々のパワーは当然及ばないし、お互いに協力できるところは協力するということなのです。ただし、捜査と調査はやはり目的が違っていると、この辺をちゃんと理解しながら協力関係を結ぶということだと思います。

何かございませんでしょうか。

【委員】 では、1点よろしいですか。

【部会長】 では〇〇委員、よろしく申し上げます。

【委員】 立入調査の関係でございまして、建築物の立入調査については、建築基準法第12条6項に基づきまして、当該行政庁と一緒に現場に入って、調査を行って参りました。

今後、道路工作物それから駅構内の調査に立ち入る際には、どのような手段で調査に入るのか、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

【事務局】 実はこれ、この部会を始めるときに、道路は道路局、鉄道は鉄道局でございまして。それぞれと打ち合わせをしております。まだ事故がございませんので想定ということになりますけれども、基本的に行政庁は確認をとっていない道路施設、鉄道施設の場合には、直接の当事者ではなくなります。道路局、鉄道局から要請をして、所有者の、当然立ち入るわけですから、ご了解をいただいた上で、私どもの委員会が直接立ち入るということになろうかと思っております。

なお、渋谷のワイヤが切れたケースは、区の方針で、道路施設ではありましたが、建築確認のほうもとっておりますので、こちらのほうは通常の建築物と同じような対応をさせていただきました。以上でございます。

【部会長】 よろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【部会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。これからこの部会の運営は、今の内容に従って進めていくということになりますけれども、よろしいですか。

それでは、今ご審議いただいて、ここでお認めいただいたということにいたします。今後の本部会の運営は、この方針に従って進めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【事務局】　それでは、公開につきましては、この議事1までということになっておりますので、大変恐縮でございますが、マスコミの方、それから傍聴いただいております方につきましては、ここでご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

— 了 —